（様式 12）

相続手続のご案内

この度のご親族様のご逝去の報に接し心からお悔やみ申し上げますとともに、ご生前の永きに亘る当金庫とのお取引に対し厚く御礼申し上げます。

この資料は、ご相続のお手続きについてご案内するものです。ご相続のお手続きは不慣れな面が多いかと存じますが、民法その他の定めを遵守した上での適切な処理が求められています。

お亡くなりになられた方（被相続人）と金庫のお取引については、一時的にご不便をお掛けすることになりますが、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 相続手続が完了するまでのお取引について…… P.1
   (1) お亡くなりになられた方（被相続人）名義のお取引等の取扱

2. 相続手続の必要書類について…… P.2～3
   (1) 全てのお客様にご準備・ご提出いただく書類等
   (2) 相続を受ける方・手続きをされる方が定められている場合にお客様にご準備・ご提出いただく書類
   ①遺言書による場合
   ②遺産分割協議による場合
   ③家庭裁判所の調停・審判による場合

3. 相続人のご確認について　【　相続人関係図　】…… P.4

4. 戸籍謄本の取得について …… P.5

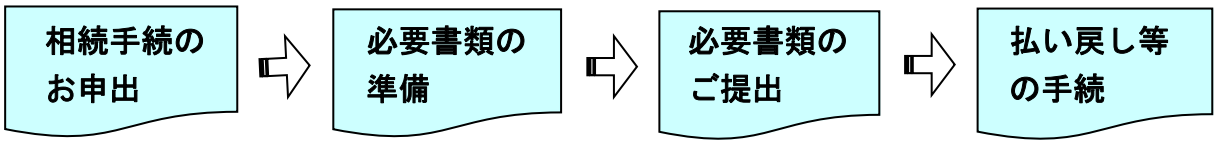
5. 残高証明書・取引履歴照会回答書の発行について…… P.6

【　用語説明　】 …… P.6

【　相続手続依頼書の記入例　】…… P.7～10

帯広信用金庫

＜　お手続きの流れ　＞



お亡くなりになられた方（被相続人）のお取引の営業店（本・支店）を確認したのち、できるだけ早い時期に、お取引営業店へ死亡のご連絡をお願いいたします。

1. 相続手続きが完了するまでのお取引について

（1）お亡くなりになられた方（被相続人）名義のお取引等の取扱

お取引内容	概　要
預金口座共通	亡くなられたことの確認後においては、相続手続が完了するまで、お引出し・ご入金等のお取扱ができなくなります。 ・公共料金等の口座振替はすべて停止となります。口座振替中の代金支払については、支払先へ連絡し支払方法の変更手続きをご確認願います。 ・振込入金がある場合は、入金指定口座の変更をお願いいたします。
総合口座	・新たな貸越取引は中止します。 ・貸越金が生じている場合は、総合口座定期預金を払戻し普通預金に入金し、貸越元金および貸越利息に充当します。
当座預金	・当座勘定規定にもとづき解約させていただきます。 ・小切手帳・手形帳の未使用分は、当庫へご返却ください。 ・生前に振出（引受）した手形・小切手がある場合は、お申し出ください。
融資取引	・住宅ローン、各種ローンの口座引き落としによる返済は停止となります。 ・お亡くなりになられた方がご融資取引をされていた場合、またはご融資取引の保証人等になっていた場合は、相続方法等についてご相談させていただきます。
債券（国債等）	・相続手続きが完了するまで、中途換金、名義変更、購入のお取扱いはできなくなります。 ・中途換金および名義変更のお取扱いができない日がありますので、詳しくは窓口にてご確認ください。 ・名義変更は承継される相続人様ご本人のお手続きが必要です。
投資信託	・相続手続きが完了するまで、解約･名義変更、購入のお取扱いはできなくなります。 ・解約および名義変更のお取扱いができない日がありますので、詳しくは窓口にてご確認ください。 ・解約は基準価額の変動により、元本割れをする場合がありますのでご注意ください。 ・名義変更は承継される相続人様ご本人のお手続きが必要です。 ・生前、非課税口座で投資信託を保有されていた場合は、亡くなられた日以後は制度上課税扱いとなります。
保険等	・別途、保険会社所定の手続きが必要となります。直接保険会社へご連絡ください。
出資金	・相続人様で、当金庫の営業地域内にお住まい等の会員となれる資格をお持ちで、出資金の加入をご希望される場合は、譲受される相続人様ご本人のお手続きが必要です。 ・脱退をご希望の場合は、払戻は当金庫の事業年度末の経過後となる場合がございます。
貸金庫	・開庫のお取扱いは中止させていただきます。代理人様による開庫も出来なくなります。 ・開庫・格納物の引き取りは相続手続完了後とさせていただきます。

2. 相続手続の必要書類について

◇相続の形態および相続放棄された場合などの諸事情等、相続の内容によりましては、下記以外の書類をご依頼申し上げる場合がございますので、ご準備いただく前に別途ご相談ください。

◇ご提出していただく書類は、全て原本をご提出いただきます。
原本の返却をご希望される場合は、その旨をお申出ください。当金庫で写しを取らせていただき、原本はご返却いたします。

◇書類の確認には、1 週間程度の日数を要することがございますのでご了承願います。

(1) お客様にご準備・ご提出いただく書類等

ご提出いただく書類	ご説明事項	入手先
お亡くなりになられた方の戸籍謄本または、法定相続情報一覧図の写し	・お亡くなりになられた方の出生から死亡まで連続している戸籍（改製原戸籍、除籍含む）謄本	本籍所在の市区町村の役所
	法定相続情報一覧図の写し ・相続人等の申出により法務局が交付するもので、お亡くなりになられた方の法定相続人を証明する書類です。(詳しくは法務局ホームページに掲示。)	法務局
法定相続人の戸籍謄本（被相続人死亡後発行）	・法定相続情報一覧図の写しにより確認できる方は提出不要です。または、お亡くなりになられた方の戸籍謄本により確認できる場合は提出不要です。 ・兄弟姉妹が相続人となる場合、お亡くなりになられた方の両親（養子縁組している場合は養父母も含む）の出生から死亡まで連続している戸籍（改製原戸籍、除籍含む）謄本が必要になります。 ・代襲相続（注 1）がある場合、お亡くなりになられた相続人の出生から死亡まで連続している戸籍（改製原戸籍、除籍含む）謄本が必要になります。	本籍所在の市区町村の役所
相続される方の印鑑証明書	・発行後 3 か月以内のものの提出をお願いします。 ・海外に居住し印鑑証明書が取得できない場合、「サイン証明書」と「在留証明書」	現住所の市区町村の役所（大使館・領事館）
相続手続依頼書（金庫所定様式）	・相続の形態等により記入する内容が異なります。 ・お申出いただいた方が法定相続人等であることを確認したのち、交付いたします。	当庫窓口
領収書（金庫所定様式）	・当該預金を現金で受け取る場合 （当金庫預金口座を含め、振込するときは不要です）	
お取引関係書類	・通帳、証書、出資証券、貸金庫鍵、未使用小切手・手形用紙、キャッシュカード等 （見当たらない場合は、別途お申し出ください）	―
実印・取引印・本人確認書類	・ご来店者の実印・取引印・本人確認書類等 個別にご案内させていただきます。	―

(2) 相続を受ける方・手続きをされる方が定められている場合にお客様にご準備・ご提出いただく書類等

◇遺言書による場合、遺産分割協議済の場合、家庭裁判所の調停・審判による場合は、一部手続きが異なりますので、別途ご相談ください。

① 遺言書による場合

ご提出いただく書類	ご説明	入手先
公正証書遺言書謄本または、自筆証書遺言書	・遺言書は厳格な法的要件が求められますので、記載内容につき確認させていただきます。	公正証書遺言書は公証人役場 自筆証書遺言書で法務局保管の場合は法務局
遺言書情報証明書または遺言書保管事実証明書	・自筆証書遺言書で法務局保管の場合	法務局
検認証明書または遺言検認調書謄本	・自筆証書遺言書で法務局以外で保管の場合（公正証書遺言または自筆証書遺言書で法務局保管の場合は不要です）	家庭裁判所
遺言執行者選任審判書謄本	・家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合（遺言執行者が選任されていない場合、遺言書で選任されている場合は不要です）	家庭裁判所
遺言執行者（注 2）の印鑑証明書	・選任されている場合は、発行後 3 か月以内のものをご提出ください。	現住所の市区町村の役所
受遺者（注 3）の印鑑証明書	・発行後 3 か月以内のものをご提出ください。	

② 遺産分割協議済の場合

ご提出いただく書類	ご説明	入手先
遺産分割協議書	・相続人の間で相続財産の分割協議をされる場合に作成される書類です。	相続人が作成

③ 家庭裁判所の調停・審判による場合

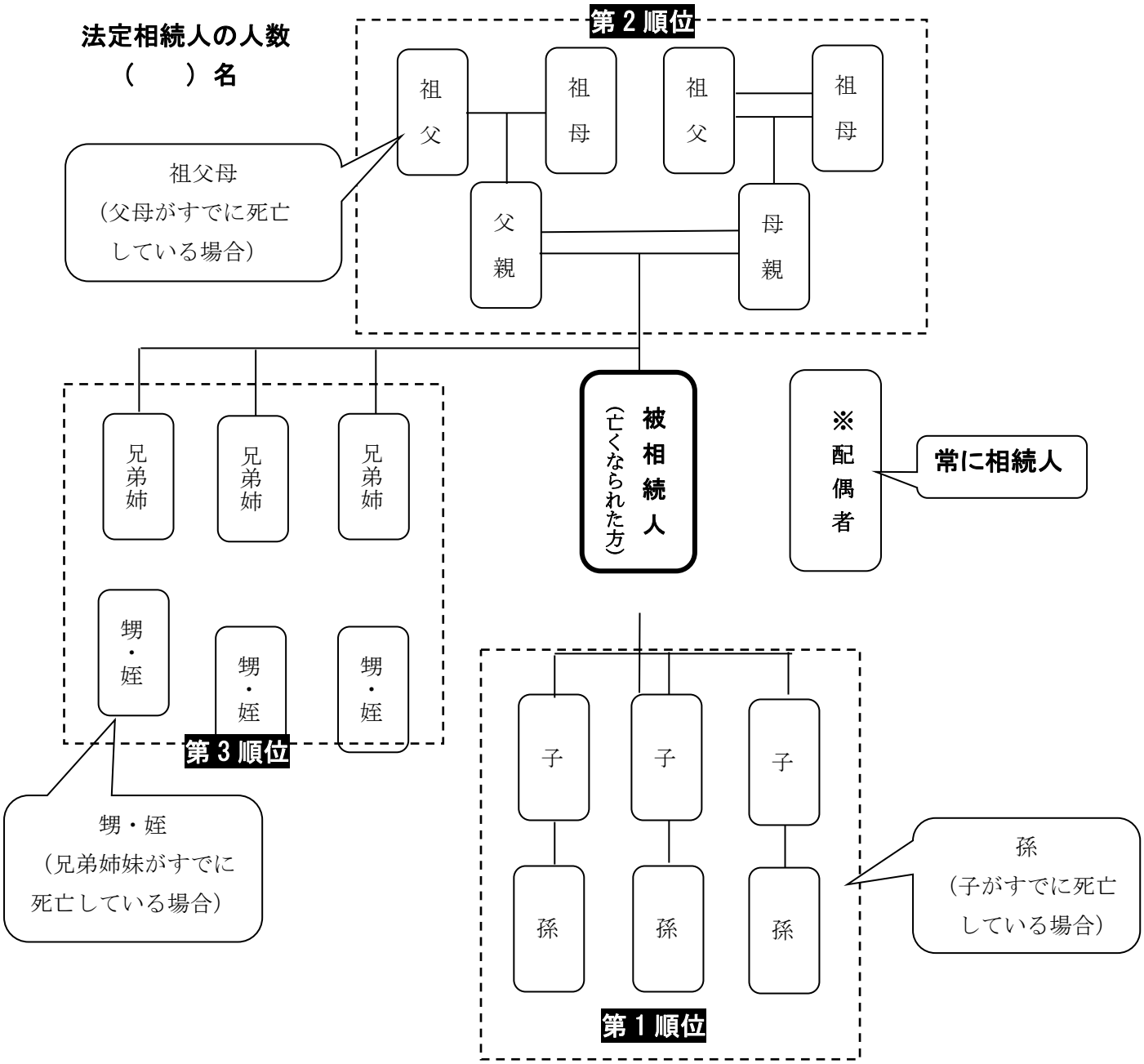
ご提出いただく書類	ご説明	入手先
遺産分割調停調書謄本または遺産分割審判書謄本（審判確定証明書も添付）	・相続人の間で相続財産の分割調停または分割審判 をされる場合に作成される書類です。	家庭裁判所

3. 相続人のご確認について

配偶者は必ず相続人となります。以下の方が配偶者と共に相続人となります。

	配偶者	配偶者がいる場合は、必ず相続人
第 1 順位	子	子が死亡している場合は、孫・曾孫が代襲相続人
第 2 順位	父母	父母とも死亡している場合は、父方、母方それぞれの祖父、祖母が相続人 ※第 1 順位の相続人がいない場合
第 3 順位	兄弟姉妹 (異父・異母兄弟含む)	兄弟姉妹が死亡している場合は、兄弟姉妹の子（甥・姪）が代襲相続人 ※第 1 順位、第 2 順位の相続人がいない場合

【　相続人関係図　】



4. 戸籍謄本の取得について

お亡くなりになられた方の出生から死亡まで連続していることが確認できる戸籍謄本等は、多数の相続人が存在される場合は、取得までにかなりの手数が掛かるものと思われますが、法定相続人の確認のための手段として相続手続には不可欠ですので何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

戸籍を請求される際は、「相続手続に必要なため、亡くなられた方が生まれてから死亡するまでの連続した戸籍（改製原戸籍を含む）謄本が必要」と市区町村の役所の戸籍担当者にお伝えください。

戸籍謄本に「改製」「婚姻」「転籍」「分籍」「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっていますので、さらにそれ以前の戸籍謄本が必要になります。そのため、いくつかの市区町村の役所からお取り寄せいただくことが必要となる場合がございます。

戸籍のある市町村が遠隔地の場合は、当該市町村の役所の戸籍担当者に郵送による交付方法についてお問い合わせください。

① 現在の戸籍 ……平成 6 年法務省令第 51 号により戸籍が新しくなっています。
（全部事項証明書）

↓

② 平成改製原戸籍 ……平成 6 年法務省による改製前の戸籍です。

↓

③ 転籍戸籍 ……本籍を変更された場合、新しい戸籍ができます。

↓

④ 編製戸籍 ……ご結婚された場合(又は分籍された場合)の新しい戸籍になります。

↓

⑤ 改製戸籍 ……昭和 32 年法務省令によりすべての戸籍が新しくなっています。

↓

⑥ 改製原戸籍 ……昭和 32 年法務省令第 27 号による改製前の戸籍です。

↓

⑦ 分籍前戸籍 ……お亡くなりになられた方が出生後に、お亡くなりになられた方の戸主が分籍している場合は分籍前の謄本です。

5. 残高証明書・取引履歴照会回答書の発行について

お亡くなりになられた方と当金庫とのお取引を確認される場合は、ご依頼により「残高証明書」・「取引履歴照会回答書」を発行いたします。

発行に際しては、以下の書類をご提出ください。

①お亡くなりになられた方の「戸籍（改製原戸籍、除籍含む）謄本」または、「法定相続情報一覧図の写し」

②ご依頼人が相続人等の相続権利者であることがわかる「戸籍謄本（戸籍抄本）」等

③ご依頼人の実印、「印鑑証明書」および本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

④金庫所定の「残高証明発行依頼書」・「取引履歴照会依頼書」

上記以外の書類が必要となる場合がございますので、詳しくは別途ご相談ください。

※「取引履歴照会回答書」の発行については、「遺言書」、「遺産分割協議書」により相続人が指定されている場合等、相続権の有無により取扱いが異なりますので、詳しくは別途ご相談ください。

なお、残高証明書・取引履歴照会回答書の発行には、金庫所定の手数料が必要となります。

【　用語説明　】

＊注１「代襲相続」・・・お亡くなりになられた方の子等が、相続の開始以前に死亡したときや相続欠格事由に該当したり廃除によって相続権を失ったりした場合には、その者の子でお亡くなりになられた方の直系卑属である者が、相続人となるはずであった子等に代わり代襲して相続人となること。

＊注２「遺言執行者」・・・「遺言書」により指定されるか、または家庭裁判所で選任され、遺言の執行を行う者。遺言執行者が指定されている場合は、相続人の方が相続手続を行うことはできません。

＊注３「受遺者」・・・遺言で遺産を与えることを「遺贈」といい、このような譲渡を受けた者。受遺者は相続人である場合もあれば、それ以外の場合もあります。

◇ お問い合わせ先　お取引店舗または下記にお問い合わせ願います。

帯広信用金庫　営業統括部

〒０８０−８７０１

北海道帯広市西２条南７丁目７番地２

電話番号：０８００−８００−６１００（フリーアクセス・北海道内）

０１５５−２８−６１００

受付時間：９：００～１７：００

（土曜日・日曜日・祝日および１２月３１日～1 月３日は休業いたします。）

【　相続手続依頼書の記入例　】

相続手続きの内容、処理方法によっては、相続手続依頼書の記入方法が異なりますので、担当者にご確認のうえ相続人様の署名・押印をお願いいたします。

＜記入例（Ⅰ.相続方法５.）は、遺産分割協議書確定前に代表相続人が代表して払戻金を受取る場合を記載しています。＞

ご住所、お名前は相続人の皆様がそれぞれ直筆で記入してください。
ご住所は印鑑証明書に記載のとおり記入してください。

① 届出日
相続手続依頼書を当庫に届け出された日付を記入してください。

② 被相続人（お亡くなりになられた方）
当庫で記入しておりますので、お客様のご記入は不要です。

③ 代表相続人・相続人
ご印鑑は、印鑑証明書に登録した「実印」を押印してください。

④ 相続方法
該当する相続方法に〇印を付してください。
（本例５．は名義変更のお取り扱いはできません。）



相続手続依頼書
（被解約払戻請求書）

帯広信用金庫　御中

届出日：令和　〇年　△月　□日

貴金庫と取引をしておりました下記被相続人は死亡し、私（共）が右記相続財産を相続することとなりました。
ついては、私（共）は、指定した代表相続人が名義書換および解約払戻請求手続等を行うことに同意いたします。
なお、本書（表面）の記入欄が不足する場合、被相続人に国債・投資信託等の金融商品取引がある場合、および貸金庫取引がある場合は、本書（裏面）に記載します。
本件に関し相続人その他の権利関係を有する者は、私（共）以外に存在しません。
万一、私（共）以外の者から権利を主張されるなど、本件に関して後日どのような紛議が生じましても、私（共）が連帯してその責を負い、貴金庫にはご迷惑、ご損害はおかけしません。

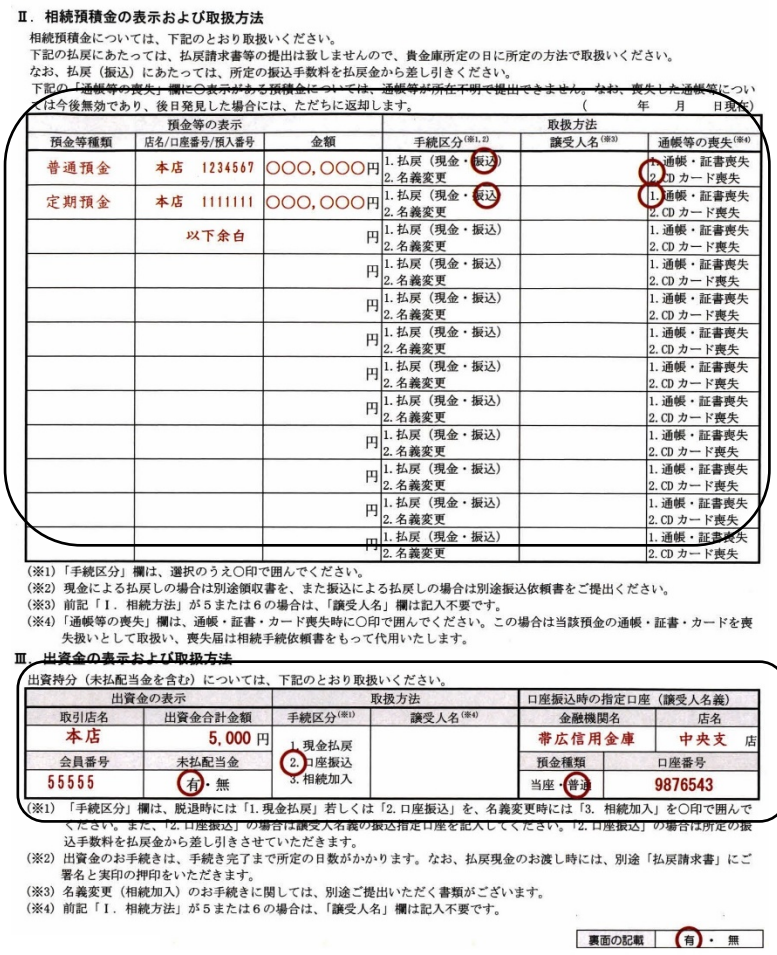
被相続人
お名前　帯信　太郎
ご住所（お届け住所）　帯広市西３条南７丁目２番地
生年月日：　〇年　〇月　〇日
死亡年月日：　△年　△月　△日

代表相続人（請求者）
相続人・受遺者・相続財産管理人・遺言執行者・（　）
ご住所　帯広市西３条南７丁目２番地
連絡先　自宅・携帯（　0155－　〇〇－　〇〇〇〇　）
お名前　帯信　花子
実印

相続人
相続人・受遺者・相続財産管理人・遺言執行者・（　）
ご住所　帯広市西３条南７丁目２番地
お名前　帯信　一郎　実印

相続人・受遺者・相続財産管理人・遺言執行者・（　）
ご住所　札幌市南〇〇条西〇〇丁目〇番地
お名前　帯信　三郎　実印

１．相続方法（次の〇印を付した項目で行います。）
1．遺言書に基づき、後記のとおり承継します。（遺言執行者、相続を受ける相続人、受遺者が自署・押印）
2．家庭裁判所の調停・審判に基づき、後記のとおり承継します。（指定された相続人、受遺者が自署・押印）
3．遺産分割協議書に基づき、後記のとおり承継します。（相続を受ける相続人、受遺者が自署・押印）
4．相続人全員で協議のうえ、後記のとおり承継します。（相続人全員が自署・押印）
(5) 相続人全員で一括承継のうえ、私どもで分割しますので、上記代表相続人にお支払いください。（同上）
6．相続関係者は私一人につき、私が承継します。
7．その他（　）



Ⅱ．相続預積金の表示および取扱方法

相続預積金については、下記のとおり取扱いください。
下記の払戻にあたっては、払戻請求書等の提出は致しませんので、貴金庫所定の日に所定の方法で取扱いください。
なお、払戻（振込）にあたっては、所定の振込手数料を払戻金から差し引きください。
下記の「通帳等の喪失」欄に○表示がある預積金については、通帳等が所在不明で提出できません。なお、喪失した通帳等については今後無効であり、後日発見した場合には、ただちに返却します。　（　　年　　月　　日現在）

預金等の表示			取扱方法		
預金等種類	店名/口座番号/預入番号	金額	手続区分(※1,2)	譲受人名(※3)	通帳等の喪失(※4)
普通預金	本店　1234567	○○○,○○○円	1. 払戻（現金・振込） 2. 名義変更		1. 通帳・証書喪失 2. CD カード喪失
定期預金	本店　1111111	○○○,○○○円	1. 払戻（現金・振込） 2. 名義変更		1. 通帳・証書喪失 2. CD カード喪失
	以下余白	円	1. 払戻（現金・振込） 2. 名義変更		1. 通帳・証書喪失 2. CD カード喪失
		円	1. 払戻（現金・振込） 2. 名義変更		1. 通帳・証書喪失 2. CD カード喪失
		円	1. 払戻（現金・振込） 2. 名義変更		1. 通帳・証書喪失 2. CD カード喪失
		円	1. 払戻（現金・振込） 2. 名義変更		1. 通帳・証書喪失 2. CD カード喪失
		円	1. 払戻（現金・振込） 2. 名義変更		1. 通帳・証書喪失 2. CD カード喪失
		円	1. 払戻（現金・振込） 2. 名義変更		1. 通帳・証書喪失 2. CD カード喪失
		円	1. 払戻（現金・振込） 2. 名義変更		1. 通帳・証書喪失 2. CD カード喪失
		円	1. 払戻（現金・振込） 2. 名義変更		1. 通帳・証書喪失 2. CD カード喪失
		円	1. 払戻（現金・振込） 2. 名義変更		1. 通帳・証書喪失 2. CD カード喪失

（※1）「手続区分」欄は、選択のうえ○印で囲んでください。
（※2）現金による払戻しの場合は別途領収書を、また振込による払戻しの場合は別途振込依頼書をご提出ください。
（※3）前記「Ⅰ．相続方法」が５または６の場合は、「譲受人名」欄は記入不要です。
（※4）「通帳等の喪失」欄は、通帳・証書・カード喪失時に○印で囲んでください。この場合は当該預金の通帳・証書・カードを喪失扱いとして取扱い、喪失届は相続手続依頼書をもって代用いたします。

Ⅲ．出資金の表示および取扱方法

出資持分（未払配当金を含む）については、下記のとおり取扱いください。

出資金の表示		取扱方法		口座振込時の指定口座（譲受人名義）	
取引店名	出資金合計金額	手続区分(※1)	譲受人名(※4)	金融機関名	店名
本店	5,000 円	1. 現金払戻 2. 口座振込 3. 相続加入		帯広信用金庫	中央支　店
会員番号	未払配当金			預金種類	口座番号
55555	有・無			当座・普通	9876543

（※1）「手続区分」欄は、脱退時には「1. 現金払戻」若しくは「2. 口座振込」を、名義変更時には「3. 相続加入」を○印で囲んでください。また、「2. 口座振込」の場合は譲受人名義の振込指定口座を記入してください。「2. 口座振込」の場合は所定の振込手数料を払戻金から差し引きさせていただきます。
（※2）出資金のお手続きは、手続き完了まで所定の日数がかかります。なお、払戻現金のお渡し時には、別途「払戻請求書」にご署名と実印の押印をいただきます。
（※3）名義変更（相続加入）のお手続きに関しては、別途ご提出いただく書類がございます。
（※4）前記「Ⅰ．相続方法」が５または６の場合は、「譲受人名」欄は記入不要です。

裏面の記載	有・無

⑤ 相続預金等の表示は、当庫で記入しておりますので、お客様のご記入は不要です。
取扱方法の「手続区分」、該当する場合は、「譲受人名」、「通帳等の喪失」について記入してください。

⑥ 出資金
出資金のお取引がある場合に記入してください。
「2. 口座振込」の場合は、譲受人名義の「口座振込時の指定口座」を記入してください。
「3. 相続加入」の場合は、新たに加入申込のお手続きが必要になります。

未払配当金の有無に○印を付してください。

＜　裏面　＞

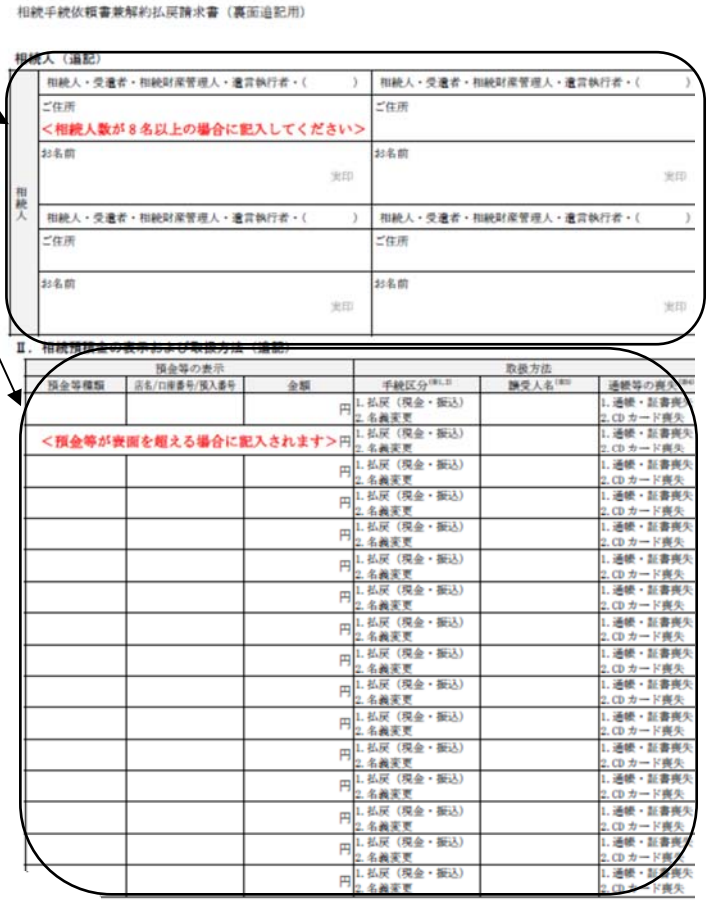
⑦ 相続人（追記）

相続人が 8 名以上の場合に記入してください。

⑧ 相続預積金の表示および取扱方法（追記）

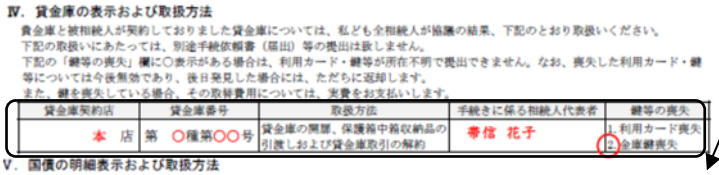
預金等の表示は、当庫で記入しておりますので、お客様のご記入は不要です。

取扱方法の「手続区分」、「譲受人名」、「通帳等の喪失」について記入してください。



⑨ 貸金庫

貸金庫のお取引がある場合に記入してください。



⑩ 国債

国債のお取引がある場合に「銘柄名」および「額面金額」を記入してください。

また、取扱方法の手続区分の該当先に〇を付し、「マル優・マル特利用」・「債券取引口座種類」と「口座番号」等を記入してください。



⑪ 投資信託

投資信託のお取引がある場合に「ファンド名」および「口数」を記入してください。

取扱方法の手続区分の該当先に〇を付してください。

インターネットサービス利用の場合は、「投信取引口座種類」と「口座番号」等を記入してください。

